



コンビニ交付手数料を100円に減額

～三郷市手数料徴収条例の一部改正案を12月

定例市議会に上程します～

三郷市では、市内のマイナンバーカードの申請率が8割を超えた現状から、市役所に「行かない」「待たない」「書かない」で、必要な証明書類の発行を受けられるよう、市民の利便性の向上と、DX推進を目的として、コンビニエンスストアの多機能端末等を利用して発行する証明書類の手数料について、1通100円に減額する条例の改正案を12月定例市議会に上程します。

記

改正の内容： 証明書類の発行に際して、「市長の指定する電子計算機を使用して交付された場合」の証明書交付手数料を減額して1通100円とします。

※「市長の指定する電子計算機」とは、コンビニエンスストア設置の多機能端末と、三郷市役所本庁舎及び彦成地区文化センター設置のマルチコピー機を指します。

※現行：戸籍1通450円・住民票の写し等1通300円

対象とする証明書類：

戸籍(全部事項証明書・個人事項証明書)

住民票の写し

印鑑登録証明書

戸籍の附票の写し

課税(所得)証明書・非課税証明書

条例の施行日：令和6年3月1日(金)予定

備考：証明書類の発行には、マイナンバーカードと暗証番号(数字4桁)が必要です。

<この情報提供に関するお問い合わせ>

- ・条例改正について → 財務部財政課 Tel 048-930-7765
- ・税証明について → // 市民税課 Tel 048-930-7706
- ・減額に係る全般/戸籍・住民票等について → 市民生活部市民課 Tel 048-930-7701

取材をご希望のかたは上記担当課までご連絡ください。